

会 議 録

会議の名称	平成 25 年度 第 2 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会
開催日時	平成 25 年 6 月 11 日（火）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分
開催場所	飯塚市役所 別館 2 階会議室
出席委員	渡邊美智子 委員長・福間一志 委員・竹内節子 委員・河原信子 委員 白山勝也 委員・石井啓子 委員・上野裕美 委員・西村亜矢香 委員
欠席委員	なし
事務局職員	高倉孝 こども・健康部長・田原洋一子育て支援課長・城戸信比古子育て支援課長補佐 近藤桂子 保育指導主幹補・松岡貴章 総務係長 瓜生守 教育部長・青木宏親 学校教育課長・古野知恵子 学校教育課長補佐 中嶋啓誠 学事係長
会議内容	<p>（事務局）</p> <p>只今から施設の現地視察を行います。</p> <p>（ 車 中 ）</p> <p>（ 「幸袋こども園」視察 ）</p> <p>（ 車 中 ）</p> <p>（ 「相田保育所」視察 ）</p> <p>（ 車 中 ）</p> <p>（事務局）</p> <p>それでは、現地視察に引き続きましてあり方検討委員会を開催させていただきます。</p> <p>（委員長）</p> <p>只今から「平成 25 年度第 2 回飯塚市公立保育所・幼稚園あり方検討委員会」を開催いたします。それでは、「公立幼稚園利用料について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。</p> <p>（事務局）</p> <p>それでは、資料に沿って、ご説明をいたします。</p> <p>資料の 1 ページをお願いします。</p> <p>先日の資料でもお示ししておりましたが、平成 25 年度から開設しました市立の幼保連携型の認定こども園について、現状をまとめておりますので、ご一読ください。</p> <p>次に、2 ページをご覧ください。</p> <p>授業料等の改定状況につきましては、平成 18 年 3 月 26 日に 1 市 4 町の合併時に、公立幼稚園のありました旧飯塚市、旧庄内町、旧穎田町の入園料、授業料を統一し、現在の料金になっております。</p> <p>合併前では、昭和 60 年度の改定を最後に、平成 14 年 3 月の幼稚園の統廃合を経て、同年 4 月からの 3 歳児保育の開始の際も改定はなされておられません。</p> <p>続きまして、県内各市町の状況についてですが、県内 28 市 30 町 2 村のうち飯塚市</p>

を入れると9市11町に公立幼稚園がございます。

なお、ご承知かと思いますが、福岡市につきましては、財政難による行財政改革の一環として、公立幼稚園8園全園を廃止する方針を示しているところです。

次に公立幼稚園の運営コストについてご説明いたします。

運営コストには、幼児教育、保育に係る人件費及び消耗品や光熱水費などの需用費、通信運搬費や手数料などの役務費、委託料、備品購入費や通常の維持補修に係る物件費を計上しています。

土地や建物の取得費や施設の大規模修繕及び改修費につきましては、財産的価値が大きいため、運営コストには含めておりません。

内訳を見ますと、人件費が全体の約9割を占めている状況です。

これは、幼児教育を充実するための各クラスへの補助教諭の配置や、公立幼稚園が担う役割の一つであります、特別な支援を要する園児の受け入れに必要な特別支援教育支援員の配置などによるものが大きな要因となっています。

また、公立幼稚園における歳出に対する歳入の割合は、14.42%となっており、これは、国が平成24年度に地方交付税の単位費用算定用に用いた積算表から計算した17.27%より低い割合に留まっている状況です。

地方交付税とは、地方公共団体が一定水準の行政サービスを提供するのに必要な財源を確保するため、国が地方公共団体に配分する税金のことです。

地方交付税の算定について、国は標準的な職員の配置を想定しており、特別支援教育支援員の報酬も飯塚市と比べ低いなど一概に比べることはできませんが、仮に歳入の割合を17.27%まで高めるためには、授業料を6,500円程度にする必要があります、20%で8,000円、25%で11,000円程度にする必要があると試算されます。

次に4ページをお願いいたします。

私立幼稚園と公立幼稚園の授業料の差については、公立幼稚園の授業料6,000円に比べ、市内の私立幼稚園10園の授業料は、3倍以上となっているのが現状です。

7ページの資料2をご覧ください。

私立幼稚園の就園奨励費補助金制度と公立幼稚園の減免制度適用後の授業料を比較した場合ですが、低所得世帯では、私立幼稚園の授業料の負担が少なくなっていますが、階層毎の園児の分布から計算しますと、平均で2倍以上の差が生じている状況です。

次に公立幼稚園と保育所の利用料金の差についてですが、6ページの「飯塚市保育料徴収基準額表」のとおり、所得の高い階層の保育料は3万円前後となっており、公立幼稚園の約5倍となっています。

しかし、公立幼稚園と保育所では、保育時間の違いに加え、幼稚園では授業料の他に給食費や教材費を別途徴収しているのに対し、保育料には、これらの料金が含まれているなどの違いがあるため、単純な比較はできません。

そこで、8ページの資料3をご覧ください。

これは、授業料に給食費と教材費を加えたものと保育料を時間単価に置き換えて比較した表です。

所得の比較的低い階層では、大きな差はないものの、所得の高い階層では、幼稚園に対し、利用料金が約 1.5 倍となる世帯があるなど保育所の利用料金に割高感がある状況です。

続きまして、公立幼稚園の減免制度についてご説明いたします。

1 ページにも記載しておりましたとおり、飯塚市では、公立幼稚園の授業料を減免する制度があります。

この減免制度には、私立幼稚園就園奨励費補助金制度と同様に国が定めている基準額が設定されていますが、飯塚市では、国の基準に上乗せした減免を実施しています。

減免制度は、利用料金の負担が困難な家庭のための救済制度であり、授業料の改定に合わせた減免制度の改正は、特に低所得者層の費用負担の急激な増加とならないよう配慮する必要があるものと考えているところです。

最後に、市の施策反映及び子ども・子育て支援新制度の動向についてご説明いたします。

飯塚市では、子育て支援施設の利用料について、所得等に応じた負担額の設定や減免措置を講じており、加えて、子どもの多い世帯における負担軽減のため、保育所や児童クラブにおいては、第 3 子以降の利用料を無償としております。

これは、私立幼稚園就園奨励費補助金制度でも同様であり、第 3 子以降の補助金額の限度額を高額にすることで、入園料及び授業料の実質無償化を図っているところです。

先ほどの低所得者への減免制度に加え、多子世帯に対する減免についても検討の必要があるものと考えているところです。

また、国が進めている子育て支援事業においては、平成 27 年度には認定こども園法が本格施行され、本市が設置する幼保連携型認定こども園についても、国が定める公定価格等を踏まえた利用者負担額を決定する計画となっています。

今回、授業料等を改定し、平成 26 年度から適用した場合、国の消費税率引上げの法案が成立すれば、次年度には国の基準に準じた改定を行うこととなるため、改定時期についても慎重に検討する必要があるものと考えられます。

以上、簡単でございますが、ご説明を終わります。

保育所の保育料、資料 6 ページについて説明します。

保育所の場合、0～2 歳までの 3 歳未満児、3 歳児、4・5 歳児で保育料が異なります。

また、世帯の収入の状況により、共働きの世帯であれば夫婦合算のうえ階層区分が決まります。

兄弟で入所される場合は 2 人目の児童は半額、3 人目の児童は無料になります。

保育料は国が定める徴収基準額表を基に、認可を受けた市内の公立・私立保育所共通の金額を各自治体が決めております。国は「階層区分の定義」欄の 4 階層から 7 階層までを 5 区分としているのに対し、飯塚市では 7 区分にして 1 階層上がることでの影響が緩やかになるようにすると共に、国基準の最高額が 104,000 円であるのに対し、市では 57,500 円に抑えるなど保護者の負担軽減に努めております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

(委員長)

事務局の説明が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。

(委員)

幼稚園の利用料の改定が20数年程されていなかった背景なり理由があればおしえていただきたい。

(事務局)

基本的には市、園の統廃合が影響しているのではないかと。その議論の方がかなり混乱しており、利用料まではできていなかったのが、実情ではないかと考えられます。

(委員長)

統廃合の議論の方が優先されたということですが、いいのでしょうか。

(委員)

認定こども園の幼稚園部分について、夏休み冬休み等がありますが、その時には授業料はかかるのですか。

(事務局)

授業料はかかります。毎月かかりますので夏休みでもかかります。

(委員)

いままで6,000円となっていますが、その算定根拠がわかれば教えていただきたいというのが1点と、今回この資料が歳出と歳入の割合でいくのかなという感じがするのですが、そのあたりを教えていただきたい。

(事務局)

授業料6,000円につきましては昭和60年度の改定の際には公立と私立幼稚園との保護者負担の格差についての問題が一つ出ておりました。先程も出ております、園児一人当たりの経費がかかっているということで歳入歳出の部分、旧自治省、現在の総務省の地方財政計画の中で、国の基準額が授業料6,300円、入園料11,000円ですが、当時もこの基準額をある程度勘案したところで、6,000円に落ち着いているという状況です。

(委員長)

昭和60年度に6,000円という授業料になったという根拠を説明していただきましたがよろしいでしょうか。

(委員)

それでは今回も国の基準額の上限がありますが、これを超えてもいいということになりますよね。

(事務局)

国の基準額と言うのはあくまでも地方公共団体が最低基準の行政サービスを行うために出している基準額でありますので、必ずしもこの基準額に従っていかなければならない、上限であるという考えはありません。先程も申しましたが国が想定している職員配置よりも、飯塚市の場合、職員配置の方を重視しておりましてその部分につきましても若干授業料の方にも反映をおねがいしていきたいと考えております。

(委員長)

授業料の値上げについて職員配置が国の標準的な職員配置よりも配慮をしていることが一つ、もう一つが歳入と歳出の割合が必ずしもそうではないが、それに近づくとということで授業料を値上げするということによろしいでしょうか。

(事務局)

費用負担の問題、それと先程も触れましたが、現在市内に10園の私立幼稚園がありますけれども、そちらも含めて飯塚市の教育を担っている状況でありますので、そちらとの差の是正といいますか公平性という部分を考えていかないといけません。また、ただやみくもに値上げすることにはなりませんので、保護者には費用負担の影響については慎重に検討していく必要があると考えます。

(委員長)

他に何か質問等があればお願いします。

(委員)

この資料を見ていまして、低所得者層というのはそんなに変わらないと思います。低所得者はある程度の免除がありますので、高収入の方が差があるのではないかと考えます。それから比較していくと金額的に差があると思うのですが、それを基準にはできないと思うのですが、公立の幼稚園で利用されている方の所得水準というのは、課税所得者が多いのですか。

(事務局)

正確な資料はないのですが、7ページの資料2をご覧ください。就園奨励費補助金と減免制度の区分表になりますけれども、公立幼稚園の場合、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、所得割非課税世帯のみ減免を行っておりますので、それ以上の収入の方の分布まではわからないのですが、減免を受けていない方につきましては79.6%、約8割近くの方が減免を受けていない状況であります。

ただ、減免制度は申請主義ですので所得が低い方でも減免制度を受けていないという方も中にはいる可能性もあります。

(委員長)

公立幼稚園に通っている方の8割が減免を受けていない。

(委員)

保護者の立場からの意見として知人が利用していたので聞いてみたのですが、3人子どもがいて上の2人は私立の幼稚園に行かせた。3人目は授業料が安いということで公立の幼稚園を利用された。利用料金に関してはとても安く利用しやすかったという意見でした。

(委員)

例えば、公立の幼稚園に入所したい人は所得が高い人はそう思われると思うのですが、その時の入園の状況を説明して頂きたいのですが。

(事務局)

入園につきましては募集時期を決めさせていただきまして、約2週間程度募集を行い応募いただいた方が定員に達していない場合はそのまま入園を決めさせていただいておりますが、定員を超えた場合は抽選会を開催し、抽選のうえ入園を決定させてい

ただいております。公立幼稚園の入園要件は市内在住という要件だけですので、みなさん受け入れて抽選という方法を取っております。

(委員)

どのくらいの応募数が現実にあっているのですか。

(事務局)

資料が手元にないのですが、3歳児の応募が若干多いようで、3歳児につきましては抽選があっている園もあります。そういった場合につきましては待機という形で補欠に回っていただく場合、又は私立幼稚園を探していただく場合、あるいは他の公立幼稚園に回っていただくようになります。今年の状況では幸袋幼稚園で3歳児定員がオーバーして4名もしくは5名補欠になったことを記憶しております。定員が25名ですので30名程度の応募があったということになります。

(委員)

確認なのですが、3ページの歳入歳出についてですが、歳入から歳出を引きますと1億以上の赤字、1億3千万程になるのですが、これは認定こども園の幼稚園分の全部の園の年間の数字になるのですか。

(事務局)

そうなります。

(委員)

私たち私立保育園から考えますと、これだけの赤字ですと倒産になるのですが、この数字はあり得ないのですが。これがそのままの授業料で行きますと毎年1億3千万以上の赤字があるということになりますね。

(事務局)

赤字という考え方が違うのですが、若干ふれておりますが、交付税制度がございますので、地方公共団体の場合は税収とかそういうものによって全体を回していくものですから一概にこれだけを見て赤字になるということにはならないところがございます。

(委員)

私立幼稚園の方からは公立幼稚園の授業料があまりにも安すぎて園長会でも話題になって、一昨年あまりにも格差がありすぎるということで、市にもお願書を出したんじゃないかなと思うのですが。ご覧になったらわかると思うのですが私立幼稚園は園舎がみんなぼろぼろで建替えも出来ず、なんとかやりくりしているのですが、定員割れの幼稚園が非常に多くて、それも一つ影響しているのではないかと。みなさん高い志で幼児教育にふれている。いきつくところは何の根拠で6,000円、私の娘は33歳で幼稚園にやったのですが、母の近くの公立幼稚園に行かせたのですがそのとき母がそれぐらいは出してあげるよと言ってきて、その時からそのままということは、さっきいろいろと料金設定について説明されましたけれども、どうなのかなと私立幼稚園を代表して申し上げ、そのところは園長会で何とかならないのだろうかかと常に課題に挙がるのです。

(委員)

先程も言いましたように私自身は私立の幼稚園がいいということで、どの幼稚園も教育とか熱心に、この幼稚園はこれにたけているとか熱心にされているとかいうのがありますので、そういうのをみていると保護者によっては、そちの幼稚園の方が子どもを預けるのには安心して預けられるということで、そちらの方を選ぶ保護者も多いと思います。私を含めてです。

(委員)

私はやはり運営はやっていかないといけないと思うのですね。この委員になりまして、いろいろ見させていただいているのですが、私立の幼稚園が運営がすごく大変なのでいろんな工夫をされています。延長保育で保育所みたいな感じで預かっていたり、いろんな工夫をされて運営しているというのがすごくみえるのですが、その中で公立幼稚園が人員が多く待機しなくてはいけないとか、みんな平等でなければならないのに、そういうのを踏まえ、今回は少しでも見直していかねばいけないと考えます。

(委員長)

いろいろと意見が出されましたけれども、まだ言い足りない委員さんはいませんか。

(委員)

先程、いわれた3ページの表を先程から見ていまして、歳出と歳入で1億ぐらいの赤字がでるのではないかと、この表の趣旨がそういう比較ではないということは分かっているのですが、これから国が17.27%、国の基準に高めるということになれば授業料は6,500円程度、今現在は14.76%ですけれども17.27%に上げるためには授業料6,500円、それなりの根拠は、この表から出すための表だと思うのですが、さっき言われてました私立の幼稚園と公立の幼稚園をどんな風にするための金額設定にするかを考えていたので、意図するところ、どこまで公立幼稚園の授業料を値上げするかという考えがつかないで次回資料を出していただけるということなので、それを見さしていただけないと、ただ6,000円、17.27%にするには6,500円という結論ではないと思いますので、市の方向性を踏まえもう少し資料を出してほしいと感じました。

(委員長)

事務局に対して対しての注文が出たのですが、もう少し資料があると金額の根拠みたいのがもう少しわかりやすく出していただけたらと思います。

(事務局)

先程も申し上げましたように、一つの部分だけをとらえてこの金額でいいというような形にはならないように、私立幼稚園との兼ね合い、費用負担との兼ね合い、また、保護者負担を全て勘案したところで、どの程度の金額でどうだろうというところまで持っていけたらと考えておりますので、検討資料を用意したいと考えております。

(委員長)

次回に向けての資料の準備をお願いします。

本日の審議はこの程度にとどめ次回の委員会で継続して審議することといたします。

次に「その他」ですが、「次回委員会の開催日程について」事務局から説明をお願いします。

(事務局)

	<p>次回の委員会では、見直しを行った場合の影響額等の資料を提出させていただいた上で、具体的にどのような見直しを行うべきか審議を行っていただきたいと考えております。その次の第4回の委員会で答申としてまとめていただきたいと考えております。次会の委員会は前回決めさせていただいた通り、6月18日火曜日午後5時からお願いします。場所は本庁2階201・202会議室を予定しております。</p> <p>(委員長)</p> <p>それでは、次回の委員会は6月18日午後5時00分から本庁2階201.202会議室で開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>ほかに何もなければ、これをもちまして、第2回委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所・認定こども園・私立保育園位置図</li> <li>・ 飯塚市の公立保育所・認定こども園の概要</li> <li>・ 幸袋こども園、相田保育所配置図</li> <li>・ 幼稚園授業料について</li> </ul>
公開・非公開の別	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開      2 一部公開      3 非公開</p> <p>(傍聴者なし)</p>
その他 (非公開理由等)	